

社会福祉法人あしの会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人あしの会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受けれる財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 役員及び評議員に支払う旅費は、役職員旅費支給規程に定めた額とする。

2 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(公 表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公示する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成 29 年 6 月 21 日(評議員会の議決日)から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。